

# Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします

2024年  
6月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。  
6月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

## 給与・社会保険

- 労働保険料の年度更新  
(概算・確定保険料の申告納付 6/3～7/10)
- 算定基礎届の提出 7/1～7/10  
(組合健保の場合は、別途指定日があるところもあります)
- 令和6年度分の住民税特別徴収  
定額減税に伴い、令和6年6月分は徴収されず、減税後の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11ヶ月で徴収されます。  
(減税対象外の人は従来通り、令和6年6月分から徴収されます)

## 会計・税務

6/10 (月)	5月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
7/1 (月)	4月決算法人の確定申告の期限 < 法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 >
	10月決算法人の中間申告の期限 < 法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人住民税 > (半期分)
7/10 (水)	固定資産税・都市計画税の第1期分の納付 (東京23区の場合)
	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 (1月～6月分)
	6月分の源泉所得税・住民税・特別徴収税額の納付期限

※申告や納期限が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日が期限となります

※ご注意※

このスケジュールやトピックスは全てのお客さまを対象としたものです。それぞれのお客さまには該当しない部分もございますので、予めご了承ください。

## 新着情報

## 「令和6年度 東京都働きやすい 職場環境づくり推進奨励金」の 募集要項が発表されました！

最大  
120万円

都内中小企業向けの奨励金で、東京都が定める奨励対象事業を選択して実施した場合に最大120万円が支給されます。

奨励金申請をご希望の場合、事前のエントリーが必要です。

(事前エントリー受付は年5回あります)

**第1回事前エントリー受付が6月4日(火)・6月5日(水)10時～15時と発表されましたので、**

ご興味ございましたら、まずはエントリーされてはいかがでしょうか。

詳細は右のQRコードをご参照、もしくはプラグマ担当者にお問い合わせください。

株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。  
常によりそう。共によろこぶ。



pragma  
WEB



東京都働きやすい  
職場環境づくり推進奨励金



東京都働きやすい  
職場環境づくり推進奨励金  
ご案内

